

岩手県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会公印規程（昭和34年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第2条、第8条関係）					別表（第2条、第8条関係）						
公 印					公 印						
種 類	ひな形	印 材	大きさ（ ミリメー トル）	管守機関	備 考	種 類	ひな形	印 材	大きさ（ ミリメー トル）	管守機関	備 考
[略]					[略]						
教 育 長 印	[略]					教 育 長 印	[略]				
	[略]					教 育 局 長 印	つ げ	方23	教育企画室長		
室 課 の 長 印	[略]					室 課 の 長 印	[略]				
[略]					[略]						
校 長 印	[略]			校長（分枝に あつては、分 枝の副校長）		校 長 印	[略]			校長及び同一 の学校で校長 を置く校舎と 異なる位置に ある校舎に置 く副校長（分 枝にあつては 、分校の副校 長）	

[略]

[略]

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。